

平成 20 年 12 月 5 日

お客様各位

リーマン・ブラザーズ証券株式会社
民事再生手続申立代理人
弁護士 田中 信隆

Lehman Brothers International(Europe) (“LBIE”)の保護預り証券について

弊社を通じて LBIE で保護預かりされている証券の返還につきましては、引き続き、弊社において、LBIE の administrator (「管財人」) である PWC との間で、協議を行っております。弊社は、本年 11 月 14 日に開催された LBIE の債権者集会にも、代理人を出席させるなど、情報の収集を行い、また PWC に対し、日本の民事再生手続のスケジュール等を勘案し、早期の返還を実現するよう働きかけを行っております。

残念ながら、現在のところ、LBIE の管財人も返還に向けた具体的なスケジュールを明らかにできる状況ではなく、弊社としてもお客様に対し、今後の見通しについてご案内できる状況ではございません。しかしながら、LBIE との間では、弊社が LBIE に再寄託しているお客様の保護預かり証券の返還のほか、弊社が LBIE から保護預かりしている証券の返還やその他の事項も含めて協議が継続しており、今後、返還の具体的な方法等より詳細な協議に進んでいくものと存じます。

以上、LBIE の保護預り証券の返還協議についての現状について、ご報告させていただきます。

以 上